

# 鳥取県公報

昭和二十六年十二月一日  
外 土 曜 日

本書ノ大きさハ規定規格Aヲ超ス

## 主 要 目 次

- ◇規則 鳥取県海面漁業調整規則
- 鳥取県内水面漁業調整規則

## 規 則

鳥取県海面漁業調整規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### ◇鳥取県規則第七十九号

鳥取県海面漁業調整規則

#### 第一章 総 則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、漁業法(以下「法」という。)その他漁業に関する法令とあいまつて、水産動植物の繁殖

保護 漁業取締その他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二條 この規則は、海面(中海を含む)に適用する。

(申請又は届出の經由機關)

第三條 漁業に関し、知事に申請又は届出しようとする者は、その漁業の主たる根拠地を管轄する市町村の長を経由して申請又は届出をしなければならない。但し、県内に住所を有しないものにあつては、その住所の所在する市町村の長の身元証明書添えて、直接知事に申請又は届出をすることができる。

(代表者の届出)

第四條 この規則に規定する漁業に関し共同して申請又は届出する場合は、漁業法第五條第一項の規定による

代表者の届出は様式第一号によるものとする。

第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

第五條 次に掲げる漁業は、知事の許可を受けなければ、営んではならぬ。

- 一 きんちやく網漁業(あぐり網漁業を含む)
- 二 しばり網漁業
- 三 ぼら旋網漁業
- 四 いわし、さば流網漁業
- 五 三重網漁業(第二種共同漁業に該当しないもの)
- 六 棒受網漁業
- 七 狩刺網漁業
- 八 潜水器漁業
- 九 げんしき網漁業
- 十 こうがい網漁業
- 十一 漁場の往復のみに螺旋推進器を使用する、打瀬網漁業、手繰網漁業、桁網漁業
- 十二 自家用餌料を採捕する棧船底びき網漁業

(共同漁業に該当する漁業の特例)

第六條 法第六十六條第一項本文に掲げる漁業であつて同項但書の規定により知事の許可を受けないで営むことができるものは、次に掲げる漁業以外の漁業とする。

- 一 地びき網漁業
- 二 船びき網漁業
- 三 かつら網漁業
- 四 しいら漬漁業
- 五 敷網漁業
- 六 小型定置漁業(漁具を定置して営む漁業であつて、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以内であるもの)

(許可の申請)

第七條 漁業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に使用船舶毎の漁船原簿謄本を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 漁業の名称
- 二 操業区域

三 漁獲物の種類

四 操業期間

五 根拠地

六 漁具の規模及び構造

七 使用船舶毎に、船名及び漁船登録番号、船舶の総屯数、機関の種類及び馬力

2 第十七條の規定により定数が定められた漁業に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしななければならない。但し、第十八條の規定により起業の認可を受けた者又は第三十條第一項但書の規定により、相続人、合併により存続する法人若しくは合併により成立した法人が許可の申請をする場合はこの限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めるときは、これを公示する。

4 第一項の申請書の外、知事は許可するかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を命ずることができらる。

(許可の有効期間)

第八條 漁業の許可期間は五箇年とする。

2 知事は漁業調整上その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(許可証の交付)

第九條 第五條及び第六條の規定による許可をしたときは、知事は、当該申請者に様式第二号の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十條 前條の許可証は、漁業の許可を受けた者が許可に基いて当該漁業を行うときは、携帯しなければならない。

2 許可証の書換申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業に従事するときは、前項の規定にかかわらず第三條に規定する市町村の長が証明した許可証の写を携帯して漁業をすることができらる。

3 前項の許可証の写は、許可証の交付又は還付を受けたときは、遅滞なく返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十一條 許可証及び前條第二項の規定による許可証の写は、譲渡又は貸与することができない。

(許可の制限又は条件)

第十二條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業を許可するに当り、当該許可に制限又は条件をつけることができる。

(許可の内容の変更)

第十三條 漁業の許可を受けた者が、当該許可の内容を変更しようとするときは、その事由を具した申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する内容の変更が、漁船の代船に係る場合にあつては、その申請書に漁船原簿謄本を添えなければならぬ。

(許可証の書換及び再交付)

第十四條 漁業の許可を受けた者は、前條の規定により変更の許可を受けたとき(船舶の総トン数又は機関の馬力の変更の許可にあつては、その工事が終つたとき

又は機関換装の終つたとき)その他許可証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく知事に許可証の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請が船名、船舶の総トン数又は機関の馬力の変更に係るものであるときは、その申請書に漁船原簿謄本を添えなければならない。

第十五條 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し又はき損したときは、遅滞なく、その事由を具して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の返納)

第十六條 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失ひ又は取り消されたときは、遅滞なくその許可証を知事に返納しなければならない。但し、許可証を返納することができないときは、事由を具してその旨を知事に届け出ればよい。

2 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人合併後存続する法人、合併によつて設立した法人又は精算人が前項の手続をしなければなら

なく。

(漁業許可の定数)

第十七條 知事は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整上必要があると認めるときは、第五條各号又は第六條各号に掲げる漁業につき、漁業の種類別に許可数(以下「定数」という。)を定めることができる。

2 知事は、前項の定数を定める場合には、現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に勘案しなければならない。

3 知事は、第一項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきくことができる。

5 知事は、第一項の定数を定めたときは、これを公示

する。

6 前四項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(起業の認可)

第十八條 前條の規定により定数が定められた漁業の許可を受けようとする者であつて、現に主な船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶を建造する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受けその返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、その漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、漁業ごとに第七條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に船舶件名書又は漁船原簿謄本を添えて知事に提出しなければならない。

3 第七條第二項から第四項までの規定は、第一項の認可申請に準用する。

第十九條 起業の認可を受けた者が、その起業の認可に

基いて許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第二十條第一項各号の一に該当する場合を除き許可しなればならない。この場合において第二十二條から第二十四條までの優先順位に関する規定は適用しない。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可はその期間の満了の日にその効力を失う。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第二十條 次の各号の一に該当する場合は、知事は、漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が第二十一條に規定する適格性を有する者でない場合

二 申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

三 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

2 知事は、第十七條の規定により定数が定められた漁業について前項の規定により、許可又は認可をしない

ことを決定しようとするときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(許可又は起業認可についての適格性)

第十一條 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者
- 二 労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者
- 三 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者がどんな名目によるのであつても実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあるもの

(優先順位)

第二十二條 第十七條の規定により定数が定められたものの許可は、優先順位によつてする。

第二十三條 前條の規定による許可の優先順位は次の順序による。

- 一 七人以上によつて構成される法人であつて且つ漁

民が議決権の五割以上及び構成員の七割以上を占めるもの

二 前号に掲げる以外のもの

2 前項第一号の規定により同順位である者相互間の優先順位は次の順序による。

- 一 部落以上の一定地区内に住所を有する漁民を主たる構成員とする法人であつて、その漁民である構成員(二以上共同して申請した場にはこれらの総構成員)の属する世帯の数がその地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であり且つ当該漁業に常時従事する者の七割以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくするもの。

二 前号に掲げる以外のもの。

3 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が前二項各号のいずれに該当するかどうかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権において過半を占めているかによつて定める。この場合においていずれに該当する者も議決権において過半を占めていない場合は、下順位に該当するものとみなす。

4 法人以外の社団は、前三項の規定の適用に関しては法人とみなす。

第二十四條 前條の規定により同順位の者がある場合において、知事は、許可をするにはその申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

- 一 労働條件
  - 二 当該漁業の許可が他の者にされたときは従前の生業を奪われる漁民を使用する程度
  - 三 現に当該漁業に使用する漁船又は漁具を使用する権利を有する者であるかどうか
  - 四 当該漁業の漁場において、当該漁業について経験があるものであるかどうか
  - 五 当該漁業ににその者の経営が依存する程度
  - 六 漁民が当該漁業の経営に参加する程度
  - 七 現に当該漁業につき許可を受けて操業している者二人以上が共同して当該漁業の合計統数を減じて経営の合同を図ることを条件とする者であかどうか
- 第二十五條 第十八條の規定により起業の認可申請した者は、前三條の規定の適用については許可の申請をし

00283

たものとみなす。

(許可又は起業の認可の取消)

第二十六條 漁業の許可又は起業の認可を受けた後にその許可又は起業の認可を受けた者が第二十一條に規定する適格性を有するものでなくなつたときは、知事は、漁業の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ当該許可を有する者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

第二十七條 漁業の許可を受けた日から六箇月又は引続き一年間休業したときは、知事は、当該漁業の許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責に帰する事由による場合を除き、

第二十九條第一項若しくは第四十五條の規定に基く処分又は法第六十七條第一項の規定に基く指示若しくは同條第七項の規定に基く命令により漁業の操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

4 許可を受けた者が一漁期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定めあらかじめ知事に届け出なければならない。

5 前項の休業中の漁業につき、就業しようとするときはその旨を知事に届け出なければならない。

(錯誤によつてした許可認可の取消等)

第二十八條 知事は、錯誤により許可又は認可したときは、当該許可又は認可を取消し若しくはその内容を変更することができる。

(漁業調整その他公益上の必要による許可内容の変更制限及び許可の取消又は操業停止)

第二十九條 漁業調整その他公益上必要があると認める

00284

ときは、知事は、許可の内容を変更し若しくは制限し、操業を停止し、又は当該許可を取消することができる。

2 許可を受けた者が、この規則又はこの規則の規定に基く処分に違反したときも又前項に同じである。

3 前項の規定による処分は、当該処分を受けた者が有する漁業の全部の許可について行うことができる。

4 第一項及び第二項の場合には第二十六條第二項及び第三項の規定を準用する。

(許可又は起業の認可の失効)

第三十條 漁業の許可又は起業認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その許可又は認可は、その効力を失う。但し、その相続人又は合併後存続する法人若しくは、合併によつて成立した法人が漁業の許可又は起業の認可を申請したときは、これに対する許可、認可又は申請に対する却下があるまでの間は被相続人又は合併によつて解散した法人に対してした、許可又は認可はその者に対してしたものとみなす。

2 前項但書の申請は、相続開始又は法人合併後二十日

以内にこれを証する書面を添えてしなければならない。

3 漁業の許可を受けた者が、当該漁業を廃止したときは、漁業の許可は、その効力を失う。

第三章 漁業調整

(有害物の遺棄漏せ、の禁止)

第三十一條 水産動植物に有害な物を遺棄し又は漏せつする虞があるものを放置してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

(公共の用に供しない水面に対する漁業法の規定の適用)

第三十二條 法第六十八條から第七十條まで及びこれらの規定に係る罰則の規定は、公共の用に供しない、水面であつて公共の用に供する水面に通ずる水面又は法第四條の水面に通ずるものに適用する。

(禁止期間)

第三十三條 次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それ

ぞれ同表の下欄に規定する期間はこれを採捕してはならない。但し、区画漁業又は第一種共同漁業の内容となつてゐる水産動物種苗として漁業権に基いて採捕

する場合又はよりも、な、が、れ、も、を、採、取、す、る、場、合、は、こ、の、限、り、で、な、い。

名 称	禁 止 期 間
あ わ び	九月 一日から 十二月三十一日まで
い た や が い	十一月 一日〃 二月 末日〃
す わ い が に (雌) お や が に	二月二十一日〃 十月三十一日〃
〃 (雄) ま つ ば が に	四月 十五日〃 十月三十一日〃
て ん ぐ さ	一月 一日〃 六月 五日〃
え ご の り (いぎす)	五月 一日〃 七月 二十日〃
あ ま も	(島根県松江市大海崎鼻と島根県能義郡赤江村飯(梨川口とを見通す線以西の海面におけるもの)三月一日から四月十日まで)

2、前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

(全長等の制限)  
第三十四條 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞ

れ同表の下欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。但し、区画漁業又は第一種共同漁業の内容となつてゐる水産動物を種苗として漁業権に基いて採捕する場合はこの限りになす。

名 称	大 小
あ わ び	殻長 九センチメートル以下
い た や が い	〃 七〃
お き あ さ り	〃 三〃
は ま ぐ り	〃

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

(漁業の禁止)

第三十五條 次に掲げる漁業は管んではならない。

- 一 も 打 瀬 網 漁 業
- 二 も 手 繰 網 漁 業
- 三 も こ ぎ 網 漁 業
- 四 も び き 漁 業
- 五 沖 繩 式 追 込 網 漁 業
- 六 空 釣 こ ぎ 漁 業

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十六條 中海区域で次の表の上欄に掲げる漁具漁法により水産動物を採捕する場合にあつては、当該漁具

漁法は、それぞれ同表下欄に規定する範囲内ではなければならぬ。

名 称	範 囲
地 び き 網 及 び 船 び き 網	網 肩 長 さ 三 百 三 十 三 米 ー ト ル 以 内
手 繰 網	〃 〃 七 十 五 〃
ま き 網	〃 〃 四 百 五 十 〃

(漁具使用の禁止期間)

第三十七條 中海区域で次の表の上欄に掲げる漁具漁法により同表下欄に掲げる禁止期間内に水産動物を採捕してはならぬ。

名 称	禁 止 期 間
地 び き 網、船 び き 網、ま き 網	十二月 十六日から 一月三十一日まで
網目一、八センチメートル以内の網地を用いた漁具	四月 一日から 八月三十一日まで

(禁止区域)

第三十八條 次の表の上欄に掲げる漁業はそれぞれ同表の下欄に掲げる区域内において操業してはならない。

漁業種類	禁止区域
機船きんちやく網漁業 機船船びき網漁業	西伯郡御來屋鼻と島根県八束郡地藏崎を結ぶ線及び陸岸より三漕以内の区域
和船きんちやく網漁業	島根県八束郡高尾山と鳥取県西伯郡孝麗山と矢筈山とを見透す線内の区域
打瀬網漁業	陸岸より二漕以内の区域及び中海区域
ぼら旋網漁業(ぼら揚線網漁業を含む)	島根県八束郡森山村去るが鼻先端と西伯郡外江町、渡村界とを結ぶ線から西伯郡境町御台場崎西北端より真北の線に至る区域

(河口附近における採捕の制限)

第三十九條 次の表の上欄に掲げる河口附近であつて、同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下

名称	禁止区域	禁止期間
千代川河口	千代川河口中心より沿岸左右百四十メートル沖合八十メートル以内の区域	三月一日から六月十五日まで及び十月一日、十二月一日
天神川河口	天神川	" "
日野川河口	日野川	" "

欄に掲げる期間は水産動植物を採捕してはならない。但し、第一種共同漁業の内容となつてゐる水産動植物を漁業権に基いて採捕する場合はこの限りでない。

(電気設備の制限)

第四十條 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船の電気設備は、一統につきそれぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁業種類	総設備容量の範囲
機船きんちやく網漁業	発電機(蓄電池を含む)六キロワット以下 集魚灯に使用する電球六、〇〇〇ワット以下
棒受網漁業	" "
和船きんちやく網漁業	二キロワット以下 二、〇〇〇ワット以下
敷網漁業	" "

2 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は一統につきそれぞれ同表の下欄の隻数の範囲内であらなければならない。

漁業種類	火船の数の範囲
機船きんちやく網漁業	二隻以下
敷網漁業	" "

和船きんちやく網漁業

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第四十一條 免許漁業の、漁場内において岩礁を破碎し又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土砂、岩石又は岩礁の所在する場所
- 三 破碎又は採取する目的
- 四 破碎又は採取の時期又は期間
- 五 破碎又は採取に伴う補償の措置
- 六 その他参考となるべき事項

(設備の許可)

第四十二條 漁船に次の装置をして漁業をする者はあ

00230

かじめその装置につき、知事の許可を受けなければならない。

- 1、魚群探知器
- 2、発電機

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第三号の申請書を知事に提出しなければならない。

(非漁民の漁具漁法の制限)

第四十三條 漁民でないものは、次に掲げる漁具漁法の外水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣及び手釣(まき餌釣を除く)
- 二 たも網及び又手網
- 三 投網(船を使用しないものに限る)
- 四 罾、は具
- 五 徒手採捕

(試験研究等の適用除外)

第四十四條 この規前において定める水産動植物の種類、大きさ若しくは数量、水産動植物の採捕又は使用する漁具、若しくは漁法についての制限又は禁止に関する

ものは試験研究その他特別の事由により知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第四号の申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、様式第五号による許可証を交付する。

4 知事は、第一項の規定により許可するに当り、制限又は条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は知事の許可を受けなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

この場合において第三項中「交付する」とあるは「書き換え交付する」と読み替えるものとする。

8 第十條(許可証の携帯義務)の規定は、第一項又は

00290

第六項の規定により許可を受けた者が、当該許可の内容となつてゐる水産動植物の採捕又は養殖に従事する場合に準用する。

(許可船舶に対する碇泊命令及び検査)

第四十五條 知事は、漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基く処分に違反する事実があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、碇泊港及び碇泊期間を指定して当該船舶の碇泊を命ずることができる。法第百三十四條第一項の規定による検査を行わせるときも又同様とする。

2 前項前段の規定による碇泊期間は、四十日を越えないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方にその旨を通知し、その者又は、代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

4 第一項後段の規定による碇泊期間は、十日間を越え

ないものとする。

(船長等の乗組禁止命令)

第四十六條 知事は、漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又は、これらの法令の規定に基く処分に違反する事実があると認めるときは、当該漁業に関する法令の規定に基く処分に違反するときは、当該船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し当該漁業に従事する船舶の乗組を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の場合には、前條第三項の規定を準用する。

(無許可船に対する碇泊命令)

第四十七條 知事は、合理的に判断して船舶が当該漁業の許可を受けないで、当該漁業に使用された事実があると認めるときは、当該漁業に使用された事実があるときは、当該船舶により漁業を操業する者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者、若しくは操業を指揮する者に対し、碇泊港及び碇泊期間を指定して当該船舶の碇泊を命ずることができる。

2 前項の規定による碇泊期間は四十日を越えない期間



00292

とする。

3 第一項の場合には、第四十五條第三項の規定を準用する。

(停船命令)

第四十八條 漁業法第七十四條第三項の規定による検査又は質問を了すため必要があるときは当該漁業に従事する船舶(許可を受けないで当該漁業に従事し又は従事するおそれのあるものを含む。)の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令には、次に掲げる信号を用いるものとする。

- 一 晝間にあつては停船信号(様式第六号)を掲げ、且つ、一秒時の間隔をもつて汽角、汽笛その他の音響器により長声一発及び短声四発を連発する。
- 二 夜間にあつては約一秒時の間隔をもつて、せん光により長光一せん及び短光四せんを連せんし、且つ、前号と同様の音響信号とする。

三 前二号において「長声」又は「長光」とは約四秒から六秒までの発声又はせん光をいい「短声」又は「短光」とは約一秒時の発声又はせん光をいう。

(漁場の標識の設置に係る届出)

第四十九條 法第七十二條の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なく建設又は設置し、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(漁場の標識の記載事項等)

第五十條 前條に規定する漁場の標識は、十二センチメートル角以上とし、漁場附近の土地又は海面で見易い場所に、地上又は水面上、五メートル以上の高さにて建設し、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許番号
- 二 漁業種類
- 三 漁場位置
- 四 漁業権者(共有の場合はその代表者)の住所氏名又は名称
- 五 漁業時期

00292

六 免許年月日

2 前項に規定する標識の記載事項に変更を生じ若しくは標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は標識を亡失し、若しくは損したときは、遅滞なくこれを書き換え又は新たに建設しなければならない。

(定置漁業又は第二種共同漁業の漁具の標識)

第五十一條 定置漁業又は知事が必要と認め別に定める第二種共同漁業を営む者は、漁具の敷設中、晝間にあつては様式第七号による漁具の標識を、当該漁具の見易い場所に水面上、五メートル以上の高さにて設置し、夜間にあつては、二キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明による漁具標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の第二種共同漁業を定めたときは、公示する。

(延なわ漁業及び流網漁業の漁具標識)

第五十二條 次に掲げる延なわ漁業及び流網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮

する者は、その操業中、幹なわ又は網端に、水面上、五メートル以上の高さの「ボンデン」をつけ、幹なわ

の中間に三百メートル毎に浮標をつけなければならない。又夜間においては、前項の「ボンデン」に二キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を、掲げなければならない。

一 さば延なわ漁業及びさめ延なわ漁業

二 いわし、さば流網漁業

2 前項の漁具標識には当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

3 底びき網を使用して行う漁業をなすものは、延縄漁業及び流網漁業を横断して漁業をしてはならない。

(潜水器漁業旗章)

第五十三條 潜水器漁業を営む者は、その操業中次に掲げる事項を記載した旗章を船舷上一メートル以上の高さに掲げなければならない。

- 一 許可番号
- 二 漁業種類

- 三 漁業の時期
- 四 許可年月日
- 五 漁業を営む者の氏名又は名称及び住所
- 2 旗章は、方八十センチメートル以上の赤色布地とする。

第四章 罰 則

第五十四條 次の各号の一に該当する者は、六ヶ月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料に処し、又は併科する。

- 一 第五條、第十一條、第十三條第一項、第三十一條第一項、第三十三條から第四十條まで、第四十一條第一項、第四十二條第一項又は第四十四條第六項の規定に違反した者。
  - 二 第十二條、第二十九條又は第四十四條第四項の規定による制限又は條件に違反したもの。
  - 三 第三十一條第二項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第一項又は第四十八條第一項の規定による命令に従わないもの。
- 第五十五條 第十條(第四十四條第八項において準用す

る場合を含む)第十四條第一項、第十六條、第二十七條第四項、第五項、第四十三條、第四十四條第五項、第四十九條から第五十二條まで又は第五十三條第二項の規定に違反した者は、科料に処する。

第五十六條 第五十四條又は前條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は没收することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没收することができないときは、その価格を追徴することができる。

第五十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して、第五十四條又は第五十五條の規定による違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金又は科料に処する。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 第五條第四号及び第五号並びに第六條に掲げる漁業は、これらの規定にかかわらず昭和二十七年一月三十

- 一日までは知事の許可を受けずに営むことができる。
- 3 鳥取県漁業取締規則(昭和二十三年鳥取県規則第五十八号)及び昭和二十五年鳥取県規則第十九号(以下「旧規則」という。)は廃止する。

4 旧規則内規定に基いてした許可、その他の知事の処分であつてこの規則施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基いてすることができるとものに限り、これに基いてしたものとみなす。但し、許可の有効期間の昭和二十七年四月一日以降にわたるものについては同日以降は無効とする。

5 この規則施行前に、旧規則により交付した許可証又は漁業鑑札は、昭和二十七年三月三十一日までは、この規則の規定に基いて交付した許可証とみなす。

6 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後でも、なお従前の例による。

7 この規則施行前に漁船に第四十二條第一項の装置をしてある者は、この規則施行の日から二箇月以内に同條第二項に規定する様式に準じて作製した書面により、

知事に届け出なければならない。

8 前項の規定により届出をした者は第四十條に規定する範囲のものに限り第四十二條第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

9 この規則施行前に電気設備をしている者に対しては第四十條の規定は昭和二十六年十二月末日まではこれを適用しをい。

様式第一号(一)

代表者選定届

住所

代表者氏名

右の通り〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したからお届けします。

昭和 年 月 日

住所

氏名

住所

氏名

名 氏

名 氏

知事殿 住所 氏名 〇〇

(二) 知事殿 住所 氏名 〇〇

〇〇漁業の共同申請  
代表者変更届  
昭和何年何月何日(届出)第何号

住所 氏名 〇〇  
旧代表者 氏名 〇〇  
住所 氏名 〇〇  
新代表者 氏名 〇〇

右の通り変更したからお届けします  
昭和 年 月 日

知事殿 住所 氏名 〇〇

様式第二号

昭和 年 月 日	漁業許可証	住所 氏名又は名称 (年月日生)
	漁業種類	
漁獲物の種類	操業区域	
操業期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
許可期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
船名	丸 号	丸 号
登録番号	号	号
総屯数	トン	トン
推進機関の種類		
馬力	馬力	馬力
馬力	馬力	馬力
馬力	馬力	馬力
馬力	馬力	馬力
馬力	馬力	馬力

鳥取県知事 〇〇

様式第三号

〇〇〇〇装置許可申請書

一、漁業種類  
二、操業区域  
三、船名  
漁船登録番号  
トン数及び馬力

四、型式  
五、能力  
六、その他  
七、製作所名

右の通り〇〇〇〇装置したいから関係書類を添えて申請します  
昭和 年 月 日  
住所 氏名 〇〇

知事殿 住所 氏名 〇〇

様式第四号(一)

特別採捕許可申請書

一、目的  
二、使用船舶  
イ、漁船登録番号  
ロ、船名  
ハ、総屯数  
ニ、機関の種類及び馬力  
ホ、所有者

三、採捕しようとする水産動植物の名称及び数量  
四、採捕期間  
五、採捕の区域  
六、使用漁具及び漁法

右の通り特別採捕の許可を受けたいから申請します  
昭和 年 月 日  
住所 氏名 〇〇

知事殿 住所 氏名 〇〇

様式第五号(厚紙製)(一)

特第

号  
特別採捕許可証

住所

氏名又は名称

(年月日生)

- 一、採捕物の種類
- 二、採捕の区域
- 三、採捕の期間
- 四、使用漁具漁法
- 五、船名及び漁船登録番号
- 六、屯数、機関の種類及び馬力
- 七、許可期間
- 八、制限又は條件

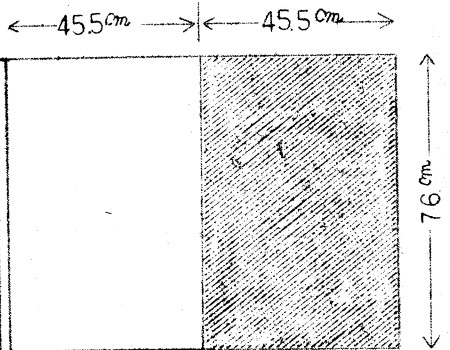
昭和 年 月 日

知

事 団

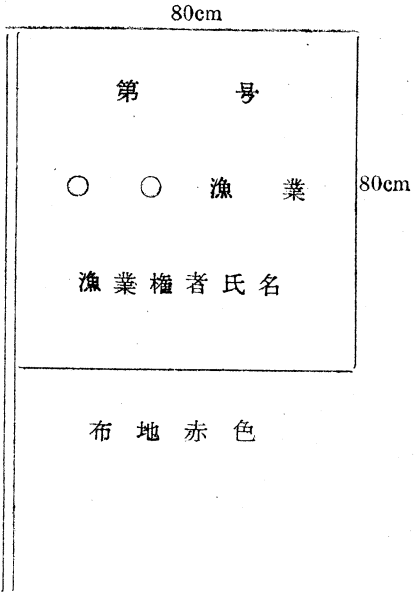
様式第六号

停止(船)信号



様式第七号

定置漁業又は第二種共同漁業の漁具標識



鳥取県内水面漁業調整規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第八十号

鳥取県内水面漁業調整規則

第一章 総 則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、漁業法(以下「法」という。)その他漁業に関する法令とあいまつて、水産動植物の繁殖保護、漁業取締、その他漁業調整を図り、あはせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二條 この規則は、法第二百二十七條に規定する内水面に適用する。

(申請又は届出機関)

第三條 漁業に関する申請又は届出は、住所地の市町村の長を経由しなければならない。  
(代表者の届出)

第四條 法第五條第一項の規定による代表者の届出は、様式第一号によるものとする。

第二章 漁業の許可

第五條 次に掲げる漁業は、知事の許可を受けなければ営んではならない。但し漁業権又は入漁権に基いてする場合、この限りでない。

- 一 手操網漁業
- 二 えび漕網漁業
- 三 狩刺網漁業
- 四 流刺網漁業
- 五 こし張網漁業
- 六 敷網漁業
- 七 鵜川漁業
- 八 釜漁業(うなぎを目的とするもの)

(共同漁業に該当する漁業の特例)

第六條 法第六十六條第一項本文に掲げる漁業であつて同項但書の規定により知事の許可を受けないで営むことができるものは、次に掲げる漁業以外の漁業とする。

- 一 えり、やな漁業
- 二 いしがま漁業
- 三 囊網漁業
- 四 建刺網漁業
- 五 船びき網漁業
- 六 うなぎひきだも漁業
- 七 地びき網漁業

第七條 漁業の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 漁業の名称
- 二 漁具の規模及び構造並びに漁法
- 三 操業区域
- 四 漁獲物の種類
- 五 操業期間
- 六 使用船舶

船名及び漁船登録番号

船舶総トン数

機関の種類及び機関の馬力数

2 第十六條の規定により定数が定められた漁業に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。

3 知事は、前項の期間を定めるときは、これを公示する。

4 第一項の申請書の外、知事は、許可するかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(許可の有効期間)

第八條 漁業の許可期間は三箇年とする。

2 知事は、漁業調整上その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(許可証の交付)

第九條 第五條及び第六條の規定による許可をしたときは、知事は、当該申請者に様式第二号の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十條 前條の許可証は、漁業の許可を受けた者が、当

該許可に基いて当該漁業を行うときは、携帯しなければならない。

2 第十三條の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中の者は、知事又は第三條に規定する市町村長が証明した許可証の写を携帯して漁業をすることができ

3 前項の証明書は、許可証の交付又は還付を受けたときは、遅滞なく返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十一條 許可証及び前條第二項の規定による許可証の写は、譲渡又は貸与することができない。

(許可の制限又は条件)

第十二條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業を許可するに当り当該許可に制限又は条件をつけることができる。

(許可の内容の変更)

第十三條 漁業の許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときは、その事由を具した申請書を提

出して知事の許可を受けなければならない。

(許可証の再交付)

第十四條 漁業の許可を受けた者は許可証を亡失し又は  
き損したときは、遅滞なくその事由を具して知事に許  
可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の返納)

第十五條 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効  
力を失い又は取り消されるときは、遅滞なくその許可  
証を知事に返納しなければならない。但し、許可証を  
返納することができないときは、事由を具してその旨  
を知事に届け出ればよい。

2

漁業の許可を受けた者が死亡し又は解散したときは、  
その相続人、合併後存続する法人、合併によつて設立  
した法人又は精算人が前項の手續をしなければなら  
ない。

(漁業許可の定数)

第十六條 知事は、水産動植物の繁殖保護漁業取締その  
他漁業調整上必要があると認めるときは、第五條各号

又は第六條各号に掲げる漁業につき、漁業の種類別に  
許可数(以下「定数」という。)を定めることができる。  
2 知事は前項の定数を定める場合には、現に当該漁業  
を営む者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合  
的に勘案しなければならない。

3 知事は、第一項の定数を定める場合には、あらかじめ  
内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)の  
意見をきかなければならない。

4 知事は、第一項の定数を定めたときは、これを公示  
する。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた定数を  
変更する場合に準用する。

(許可をしない場合)

第十七條 次の各号の一に該当する場合は、知事は、漁  
業の許可をしない。

一 申請者が第十八條に規定する適格性を有する者で  
ない場合

二 申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中

に至るおそれがある場合

三 前二号の外漁業調整その他公益上必要があると認  
める場合

2 知事は前條の規定により定数が定められた漁業につ  
いて前項の規定により許可をしないことを決定しようと  
するときは、委員会の意見をきかなければならない。

(許可についての適格性)

第十八條 漁業の許可について適格性を有する者は、次  
の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者

二 労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者

三 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない

者がどんな名目によるものであつても実質上当該漁  
業の経営を支配するに至るおそれがあるもの

(優先順位についての勘案事項)

第十九條 第十六條の規定により定数が定められたもの  
の許可の優先順位については、知事は、その申請に係  
る漁業について次に掲げる事項を勘案しなければならない

なす。

一 当該水産動植物の増殖に対する熱意の程度

二 当該漁業の漁場において、当該漁業について経験  
があるものであるかどうか

三 当該漁業にその者の経済が依存する程度

四 漁民が当該漁業の経営に参加する程度

(許可の取消)

第二十條 漁業の許可を受けた後に、その許可を受けた  
ものが第十八條の規定による適格性を有するものでな  
くなつたときは漁業の許可を取消さなければならない。

2 知事は、前項の規定による処分をしようとするとき  
は、委員会の意見をきかなければならない。

3 委員会は前項の意見を述べようとするときは、あら  
かじめ当該許可を有する者又はその代理人が公開の聽  
聞において辨明し且つ有利な証拠を提出する機会を与  
えなければならない。

第二十一條 漁業の許可を受けた日から六箇月間又は引  
続き一年間休業したときは、知事は当該漁業の許可を

取消することができる。

2 許可を受けた者の責に帰する事由による場合を除き第二十三條第一項又は法第六十七條第一項の規定に基づく指示若しくは同條第七項の規定に基づく命令により漁業の操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には前條第二項及び第三項の規定を準用する。

(錯誤によつてした許可の取消及び許可内容の変更)

第二十二條 知事は錯誤により漁業の許可をしたときは、当該許可を取消し又は許可の内容を変更することができる。(漁業調整その他公益上の必要による許可の取消、許可内容の変更又は操業停止)

第二十三條 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、知事は、許可の内容を変更し若しくは制限し、操業を停止し、又は当該許可を取消することができる。

2 許可を受けたものが、この規則又はこの規則の規定に基く処分に違反したときも又前項に同じである。

3 前項の規定による処分は当該処分を受けた者が有する漁業の全部の許可について行うことができる。

4 第一項及び第二項の場合には第二十條第二項及び第三項の規定を準用する。

(許可の失効)

第二十四條 漁業の許可は、次の場合にその効力を失う。

一 許可を受けた者が死亡し又は解散したとき。

二 許可を受けた者が当該漁業を廃止したとき。

第三章 漁業調整

(有毒物の遺棄漏せつ)の禁止)

第二十五條 水産動植物に有害な物を遺棄し又は漏せつ、するおそれがあるものを放置してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する場合において水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に對して除害に必要な設備の設置を命じ、又は、既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

(公共の用に供しない水面に對する漁業法の規定の適用)

第二十六條 法第六十八條から第七十條まで及びこれら

の規定に係る罰則の規定は、公共の用に供しない水面であつて、公共の用に供する水面に通ずる水面又は法第四條の水面に通ずるものに適用する。

(禁止期間)

第二十七條 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に規定する期間は、これを採捕してはならない。但し区画漁業の内容となつてゐる水産動物を区画漁業権に基いて採捕する場合はこの限りでない。

名称	禁止期間
さけ	{自一月一日 至十二月三十一日
瀬河性ます	{自十月一日 至十一月十日
にじます、いわな かれます、やまめ	{自二月一日 至五月三十一日 {自五月三十一日 至十一月十日
あゆ	{自六月一日 至六月三十日 (引懸方言ぞろ)
わかさぎ	{自一月十六日 至二月末日
白魚	{自二月二十日 至三月三十一日

ぬかえび	{自四月一日 至四月三十日
こい、ふな	{自五月一日 至六月三十日 (湖山池及び東郷湖のみ)
さんしょううお	{自一月一日 至十二月三十一日

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は所持し又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第二十八條 次の表の上欄に掲げる水産動物はそれぞれ同表下欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。但し区画漁業の内容となつてゐる水産動物を区画漁業権に基いて採捕する場合はこの限りでない。

名称	大きさ
いわな、やまめ、に じます、かれます	全長十五センチメートル以下
うなぎ	全長三十五センチメートル以下
食用がえる (おたまぢやくし を含む)	体重 百グラム(約五十匁)以下
こい	全長十五センチメートル以下

- 2 前項の表の上欄にかかげるものうち「食用がえる」の放産した卵は、これを採捕してはならない。
- 3 前二項に違反して採捕した水産動物又はその製品は所持し又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第二十九條 次に掲げる漁具漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてなす漁法
- 二 瀬干漁業(川干)
- 三 連鷺索(はねかわ)漁法
- 四 あゆ張網(掛網、張投げ、網追いかけ)
- 五 鵜 使
- 六 散餌寄漁法(堰漬及びたらい漬を含む)
- 七 ふなや
- 八 あゆなぐり
- 九 鉄砲 稽
- 十 いたち川
- 十一 火光その他の照明を利用する投網漁法(但し天

- 神川及び同支流に限る)
- 十二 上り瀬、下り瀬及び張待網(東郷湖におけるつぎ)
- 十三 水中において照明を利用してなす漁法
- 第三十條 次の表の上欄に掲げる漁具漁法により水産動物を採捕する場合にあつては当該漁具漁法はそれぞれ同表下欄に規定する範囲内であればならない。

名 称	範 囲
地曳網(河川における)	網目の大きさ六センチメートル肩の長さ九十メートル、網巾四、二メートル以下 こい、ふなを目的の場合には網の両端に網目十二センチメートル以上の網地三十メートル以内をつけることができる。
手 操 網	網肩長さ五十四メートル網巾一、九メートル以下
刺網(わかさぎ、ぼら、せし、こに、張網)	網肩長さ四百五十メートル以下
刺網(ぼら、も、し、こ)	網目三、六センチメートル以上
石がま内において使用する網	網目三センチメートル以上

河川湖沼名 禁 止 区 域 禁 止 期 間

投網(鵜川、寄揚ぬかえび船曳網(大だも)(中だも)(小だも)

網目二センチメートル以上

口前弓形部(方言「やま」)の高さ一、二メートル以上

口前弓形部(方言「やま」)の高さ一、二メートル以下七十五センチメートル以上

口前弓形部(「方言「やま」)の高さ七十五センチメートル以下中だも及び小だもにあつては「かえり」をつけてはならない。

(禁止区域)

第三十一條 次の表の上欄の河川湖沼における中欄の区域内においては、下欄の期間水産動物を採捕してはならない。

千代川	八頭郡智頭町の瀬笹川における中国配電株式会社設置堰堤から上流十八メートル下流百八十メートル	自十一月三十一日 至十二月三十一日
千代川	八頭郡智頭町大字湯屋字関屋における灌漑用堰堤から上流十メートル下流四十メートル	"
千代川	八頭郡社村大字樟原字椎の木川における中国配電株式会社設置堰堤から上流十八メートル下流百八十メートル	"
千代川	八頭郡社村字安藏における灌漑用堰堤から上流十メートル下流六十メートル	"
千代川	八頭郡河原町大字河原における第一号堰堤(大井手堰)から上流十メートル下流三十メートル	自二月一日 至九月三十日
千代川	八頭郡若桜町大字樋戸前における日本発送電株式会社設置の堰堤から上流十八メートル下流百八十メートル	自十一月三十一日 至十二月三十一日
千代川	鳥取市大字叶における源太橋下流三百メートルの線から下流千二百メートル	自十月一日 至十二月二十日



00397

天神川	東伯郡旭村大字大柿字東塚における中国配電株式会社設置の堰堤から上流十八メートル下流百八十メートル	自十一月三十一日
日野川	日野郡神奈川村大字河崎字日住における中国配電株式会社設置の堰堤から上流十八メートル下流三百六十メートル	"
	日野郡江尾町大字佐川における中国配電株式会社設置の堰堤(旭堰堤)から上流十八メートル下流三百六十メートル	"
	日野郡江尾町大字佐川における中国配電株式会社設置の堰堤(佐川堰堤)から上流十八メートル下流八十メートル	"
	米子市大字観音寺における鳥取県設置の灌漑用堰堤から上流三十六メートル下流三百六十メートル	自一月一日 至九月三十日
	西伯郡春日村大字古豊千における鳥取県設置の灌漑用堰堤から上流三十六メートル下流三百六十メートル	"
	西伯郡大幡村大字吉定における灌漑用堰堤(五千石堰堤)から上流三十メートル下流百五十メートル	自一月一日 至五月三十一日
	西伯郡幡郷村大字大股における灌漑用堰堤(豊田堰堤)から上流二十メートル下流百五十メートル	"
日法勝寺川	米子市大字観音寺における鳥取県設置の灌漑用堰堤から上流十八メートル下流百八十メートル	自一月一日 至九月三十日
長柄川	気高郡大郷村における長柄川河口から上流五百メートル河口から右岸百五十メートル左岸五十メートル沖合百メートルの区域	自一月一日 至三月三十一日
東郷川	東伯郡東郷松崎町における東郷川河口から上流百八十メートル	"
湖山地	気高郡大郷村忠魂碑の前より宇田川尻の枝川の突端を結ぶ線以内の湖山地	自十一月三十一日
千代川	気高郡千代水村江津地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流の内水面	"

00398

天神川	東伯郡長瀬村地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流の内水面	"
日野川	米子市皆生地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流の内水面	"
東郷湖尻	東伯郡橋津地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流の内水面	自十一月三十一日
湖山川	気高郡湖山村地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流河口に至る区域	"

第三十二條 次の表の上欄に掲げる水産動植物は同表中欄に掲げる期間、同表下欄に掲げる区域においては採捕してはならない。

名称	期間	禁止区域
ぬかえび	自十二月三十一日 至四月三十日 (小だもを使用する場合)	湖山地
"	"	"
"	自十二月一日 至六月三十日 (中だもを使用する場合)	"
"	自四月一日 至七月三十一日 (大だもを使用する場合)	"
藻類		湖山地

(晝間の操業禁止)  
第三十三條 次に掲げる漁業は、晝間操業してはならない

湖山地におけるうなぎ船曳網(砂れきの採取禁止)  
第三十四條 第三十一條の区域内においては砂れきを採取してはならない

00300

取してはならない。

(さく河魚類の通路をしゃ断して行う漁業の制限)

第三十五條 さく河魚類の通路をしゃ断して行う漁業は三分の一以上魚法を開通しなければならぬ。

(遊漁者の漁具漁法の制限)

第三十六條 遊漁者は次に掲げる漁具又は漁法による外水産動植物を採捕してはならない。

一 竿 釣

二 手 釣

三・たも 網

四 えび伏攔網

五 投網(湖山池及び東郷湖におけるものを除く)

(試験研究等の適用除外)

第三十七條 この規則において定める水産動植物の種類、大きさ若しくは数量、水産動植物の採捕、若しくは養殖の期間若しくは区域又は使用する漁具、若しくは漁法についての制限又は禁止に関するものは、増殖試験研究その他特別の事由により知事の許可を受けたものが

行う当該試験研究等については適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第三号の申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をしたときは様式第四号による許可証を交付する。

4 知事は、第一項の規定により許可するにあたり、制限又は条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合知事の許可を受けなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する」とあるは「書き換え交付する」と読み替えるものとする。

8 第十條(許可証の携帯義務)の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者が、当該許可の内

00310

容となつてゐる水産動植物の採捕又は養殖に従事する場合に準用する。

(漁場の標識の設置に係る届出)

第三十八條 法第七十二條の規定により、漁場の標識の建設を命ぜられたものは、遅滞なく建設し、その旨を知事に届け出なければならない。

(漁場の標識の記載事項)

第三十九條 前條に規定する漁場の標識は、十二センチメートル角以上とし漁場附近の土地及び水面で見易い場所に、地上又は水面上一、五メートル以上の高さに建設し左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許番号

二 漁業種の種類

三 漁場の位置及び区域

四 漁業権者(共有の場合はその代表者)の住所氏名又は名称

五 免許年月日

2 前項に規定する標識の記載事項に変更を生じ若しく

は標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は標識を亡失し、若しくは、き損したときは、遅滞なくこれを書き換え又は新たに建設しなければならない。

第四章 罰 則

第四十條 次の各号の一に該当するものは、六箇月以下の徴役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料に処し又は併科する。

一 第五條、第十一條、第十三條、第二十五條第一項又は第二十七條から第三十五條までの規定に違反したるもの。

二 第十二條、第二十三條又は第三十七條第四項の規定による制限又は条件に違反したるもの。

三 第二十五條第二項の規定による命令に従わないもの。

第四十一條 第十條第一項(第三十七條第八項において準用する場合を含む)、第十五條、第三十六條、第三十七條第五項、第三十八條又は第三十九條の規定に違反したるものは科料に処する。

第四十二條 前二條の場合においては、犯人が所有し又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は没収することができ、但し犯人が所持していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときはその価格を追徴することができる。

第四十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第四十條又は第四十一條の規定による違反行為をしたときは行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金又は料料に処する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県漁業取締規則(昭和二十三年鳥取県規則第五十八号「以下旧規則という。」)の規定に基いてした許可その他の知事の処分であつてこの規則施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基いてすることができないもの限り、これに基いてしたものとみなす。但し許可の有効期間の昭和二十七年四月

一日以降にわたるものについては同日以降は無効とする。

3 この規則施行前に旧規則により交付した許可証又は漁業鑑札は、この規則の規定により交付した許可証とみなす。

4 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後でもなお従前の例による。

様式第一号

代表者 選 定 届

住所

氏

名 圖

住所

氏

名 圖

住所

氏

名 圖

右代表者

氏

名 圖

右之通り〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したからお届けします

年 月 日

住 所

氏

名 圖

知 事 殿

〇〇漁業の共同申請

代表者変更届

昭和〇年〇月〇日(届出)第〇号

住 所

旧代表者 氏

名 圖

住 所

新代表者 氏

名 圖

右の通り変更したからお届けします

住 所

氏

名 圖

知 事 殿

昭和 年 月 日

氏 名 圖

様式第二号

第 号

漁業許可証

住所

氏名又は名称

(年月日生)

一 漁業名称

二 操業区域

三 漁獲物の種類

四 操業期間

五 許可期間

六 船 舶

1 船 名

2 漁船登録番号

3 推進機関の種類及び馬力

七 制限又は条件

昭和 年 月 日

知

事 圖

25Cm

20Cm

